

令和3年第5回太子町議会定例会（第495回町議会）会議録（第1日）

令和3年11月29日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 承認第6号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号))
- 7 議案第54号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第6号)
- 8 議案第55号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 9 議案第56号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 10 議案第57号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 11 議案第58号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第3号)
- 12 議案第59号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 13 議案第60号 工事請負変更契約の締結について(太子陸橋舗装修繕工事)
- 14 議案第61号 訴えの提起について(柳池総合公園多目的広場外整備工事)
- 15 議案第62号 訴えの提起について(柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事)
- 16 議案第63号 公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第64号 太子町交通安全対策基金条例の制定について
- 18 議案第65号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第66号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 承認第6号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号))
- 7 議案第54号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第6号)
- 8 議案第55号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 9 議案第56号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 10 議案第57号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 11 議案第58号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第3号)
- 12 議案第59号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 13 議案第60号 工事請負変更契約の締結について(太子陸橋舗装修繕工事)
- 14 議案第61号 訴えの提起について(柳池総合公園多目的広場外整備工事)

- 15 議案第62号 訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事）
- 16 議案第63号 公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第64号 太子町交通安全対策基金条例の制定について
- 18 議案第65号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第66号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**会議に出席した議員**

1番	松浦崇志	3番	森田哲夫
4番	吉田正之	5番	長谷川正信
6番	玉田正典	7番	上山隆弘
8番	中藪清志	9番	堀卓史
10番	首藤佳隆	11番	清原良典
12番	井村淳子	13番	藤澤元之介
14番	中島貞次		

**会議に欠席した議員**

2番 出原賢治

**会議に出席した事務局職員**

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

**説明のため出席した者の職氏名**

町長	服部千秋	副町長	杉原勝由
教育長	楢野正樹	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	栗岡正則	財政課長	佐々木信人
監査委員	村瀬敏紀		

**議長挨拶**

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言挨拶を申し上げます。

師走を目前にして何かと御多忙の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和3年第5回太子町議会定例会（第495回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、今期定例会は人事、各会計の補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件を御審議いただくことになっております。議員各位におかれましては慌ただしい年末を控え、ことのほか御多用のことと存じますが、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

**町長挨拶**

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和3年第5回太子町議会定例会（第495回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶

拶を申し上げます。

昨年につき、新型コロナウイルス感染症に翻弄された令和3年も、残すところあと一月となりました。兵庫県下においては新型コロナウイルス新規感染者数が減少傾向にありましたが、昨年冬の感染の急拡大等を踏まえ、まだまだ油断禁物な状況が続いております。本町においては、既に接種可能な全年代の予約受付を開始するなど、少しでも皆様の不安を取り除けますよう、町職員一体となって今後も新型コロナ対策に係る諸施策に取り組んでいく所存でございます。

議員各位におかれましては、間もなく慌ただしい時節を迎えようとしておりますが、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。平素は町行政各般の進展に御理解、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、人事の諮問案件1件、専決処分した補正予算の承認案件1件、予算、条例の議案10件、契約の議案1件、訴えの提起についての議案2件、後日追加で提出させていただく契約の議案1件の合わせて16件の議事につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

○議長(中島貞次) 皆さんにお知らせが1件あります。

出原賢治議員が体調不良のため、本日欠席の連絡がありました。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第5回太子町議会定例会(第495回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本定例会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で全て着席したまま行いますので御留意ください。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(中島貞次) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、玉田正典議員、上山隆弘議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長(中島貞次) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの19日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（中島貞次） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等15件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき、定期監査の報告書、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和3年度8月分及び9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち村瀬敏紀監査委員には本日のみ、福井照子町民課長、大谷康弘生活環境課長、富岡泰造まちづくり課長、池田誠社会教育課長には定例会4日目の会議のみの出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（中島貞次） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、9月27日、10月4日、10月11日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

### 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（中島貞次） 日程第5、諮問第3号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 諮問第3号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の中村薫氏の委嘱期間が来年6月30日付をもって任期満了となります。中村氏は平成25年7月1日より人権擁護並びに相談業務に熱意を持って活動していただいておりますので、引き続き中村氏を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第6 承認第6号 専決処分したものに付き承認を求めることについて(令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号))

○議長(中島貞次) 日程第6、承認第6号専決処分したものに付き承認を求めることについて(令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 承認第6号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)であります。12月より新型コロナワクチンの追加接種を実施する事務経費の予算確保が必要となったため、令和3年10月27日に専決処分させていただいたものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,266万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ130億927万8,000円としたものでございます。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加であります。

歳出予算におきましては、衛生費、予防費の追加であり、ワクチン接種券作成業務委託料などを計上しております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中島貞次) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 この専決処分につきましては、10月の全員協議会でも説明を受けているところでございます。これについて詳しい内容が今回歳出のほうで出てきておりますので、人数、また備品等、台数につきまして、その数も含めた詳細説明をお願いしたいと思います。

○議長(中島貞次) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(嶋津一弥) これにつきましては体制整備ということで、医師会等へお支払いする接種料ではなく、人件費とか物件費を補正しております。その中で2回目接種が3月、4月に終わっておられる方々につきまして、既に11月19日に発送しておりますけれども、この方々が352名、それから5月に2回目の接種が終わっておられる方々、610名、6月が4,817名、7月が5,585名、8月が5,525名、9月が4,621名という数字で現在把握しております。

以上でございます。

○議長(中島貞次) 井村淳子議員。

○井村淳子議員 もちろんその数もそうなのですが、今回歳出のほうで、例えば報酬であれば一般事務員の報酬が上がってます。これは1名なのか、どうなのか。

それと、新型コロナワクチンの委託料がありますけれども、委託料のところの詳細説明も人数とか台数とかありましたらお教え願いたい。それから、備品購入のところでも事務用品、またパソコン等が上がっております。これについての台数を説明してほしいということで先ほど質問し

たが、それも含めてということですのでお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、一般事務員でございますけれども、既に雇用しております3名の延長、それから新たに2名のコールセンター要員を予定しております。

それから、印刷製本費等の接種券の封筒は3,000枚、接種後注意点のチラシを作る予定にしております、それが3万3,500枚、ファイザー説明書のチラシが3,000枚、それからコールセンター予約者日程通知表の封筒でございますけれども9,000枚、郵送料でございますけれども、11月発送分が400通、12月から3月につきましては1万7,400通、それからコロナワクチン接種券作成業務委託料でございますけれども1万6,600人分、それから予約受付業務委託料でございますけれども、12月分といたしまして159万7,221円、一月分でございます。それから、コロナワクチン接種予約システム使用料でございますけれども、単価7万1,500円で4カ月分を予算計上させていただいております。パソコンの購入ですけれども、コールセンターに最大5名配置できますので5台分を予定しております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。お諮りします。

本日の日程第7、議案第54号から日程第19、議案第66号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第54号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）

○議長（中島貞次） 日程第7、議案第54号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第54号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費や事業執行に係る歳出予算と国県支出金等の歳入予算のほか、繰越明許

費について補正するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ4億9,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億627万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費の追加と消防費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を1事業設定しております。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第54号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）について詳細を説明申し上げます。

まず、人件費の補正は、11月24日に閣議決定された本年度の人事院勧告による期末手当の引下げ相当額を来年6月の期末手当から減額調整する取扱いに即した内容としたほか、人事評価結果に応じた勤務手当及び昇給への反映などの結果、総額は94万1,000円の減額となっております。

それでは、歳出から説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算機費、節12委託料136万9,000円の減額は、主にコンビニ交付システムのクラウド環境構築費用等の決算見込みによるものでございます。

目9交通安全対策費、節24積立金4,324万4,000円は、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う構成市町への分配金を令和4年度以降の交通安全対策事業に充てるため、太子町交通安全対策基金を新たに創設し、積み立てるものでございます。なお、この基金設置に係る条例案は今回の定例会に上程しております。

目11自治振興費、節18負担金・補助及び交付金100万円の減額は、感染症の影響に伴う連合自治会視察研修の中止によるものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料79万2,000円の減額は、戸籍総合システムの改修について法務省が作業スケジュールを翌年度に変更したことによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目2老人福祉費、目4後期高齢者医療費における節27の繰出金の補正は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計における人件費等の補正に伴うものであります。

目5障害福祉費、節7報償費及び節18負担金・補助及び交付金のうちグループホーム等利用者家賃助成金140万円の追加は利用者の増加、グループホーム新規開設サポート事業補助金18万円の追加は1事業所より新たな申請があったことによるものでございます。節19扶助費1,261万8,000円の追加も利用者の増加によるもので、うち地域生活支援事業給付費及び地域活動支援センター基礎的事業給付費はあすかの家が6月にセンターを開所したことに伴うものでございます。節22償還金・利子及び割引料1,810万8,000円は、前年度事業費の精算による返還金でございます。なお、この後の各科目における返還金も同様であります。

目8保健福祉会館管理費、節10需用費、修繕料400万円の追加は、西側玄関の上部大屋根の雨漏りや東西の玄関ドア等を修理するものでございます。

17ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目4母子家庭等医療費、節19扶助費の補正は、受診者の増加によるものでございます。

目5児童措置費、節18負担金・補助及び交付金、子育て世帯臨時特別給付金は、国の経済対策における子育て世帯への支援として18歳以下の子供1人当たり10万円相当の給付のうち5万円を年内に支給するものでございます。給付対象者は6,253人と見込み、3億1,265万円を計上しております。事務費としては、節1報酬に32万7,000円、節3職員手当等に64万円、節4共済費に5万2,000円、節8旅費に6,000円、節10需用費に34万9,000円、節11役務費のうち通信運搬費に65万5,000円、手数料に57万8,000円、節12委託料のうち複合機保守管理委託料に3万1,000円、子育て世帯臨時特別給付金システム対応等委託料に330万円を計上しております。給付金事務以外では、節12委託料のうち児童手当システム改修委託料319万円は、令和4年度から現況届の省略及び高所得者世帯における特別給付廃止の制度改正に対応するため、本年度限りの国の補助金を活用して実施するものでございます。また、節19扶助費のうち保育所等訪問支援費及び高額障害児通所給付費の追加は利用者の増加、居宅訪問介護型児童発達支援給付費130万5,000円は対象者が生じたことによるものでございます。

目6乳幼児等医療費、節11役務費及び19ページの節19扶助費の補正は、受診者の増加によるものでございます。

目8障害児福祉費、節18負担金・補助及び交付金は、西播磨療育事業に係る負担金の確定に伴う追加でございます。

目9放課後児童健全育成事業費、節10需用費は、石海学童保育園の待機児童対策として建物2階の和室を改修して使用するために施設消耗品を5万円、修繕費を129万8,000円計上しております。節12委託料のうち放課後児童支援補助員派遣委託料158万3,000円は、放課後児童支援補助員の不足及び要配慮児童への対応のため、業者からの人材派遣委託を追加するものでございます。また、太田学童保育園運営委託料430万円の減額は、契約残額でございます。節18負担金・補助及び交付金266万1,000円の追加は、民間学童保育園の家賃負担や9月の事業開始に要した環境整備費用などに対する補助金でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節18負担金・補助及び交付金26万5,000円の追加は、揖龍休日夜間急病センター運営費の分担金確定に伴うものでございます。節27繰出金3,000円の減額は、水道事業会計における人件費の補正に伴うものであります。

目2予防費、節12委託料、コロナワクチン接種委託料1,809万1,000円の追加は、3回目接種及び1、2回目接種費用の精査に伴うものでございます。

目3母子衛生費416万1,000円の追加は、未熟児養育医療費の増加に応じたものでございます。21ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金・補助及び交付金のうち農業次世代人材投資事業補助金150万円の減額は、対象者の就農時期が9月になったため半年分を減じるもので、機構集積協力金交付事業補助金121万9,000円は、岩見構下地区圃場整備において農地中間管理機構に集積された農地の面積に応じて交付する岩見の里営農組合への地域集積協力金と農地バンクに農地を預け入れてリタイアする農業者4名への経営転換協力金を県の補助金を財源にそれぞれ交付するものでございます。また、条件不利農地集積奨励事業交付金148万1,000円は、農地中間管理機構から農地を借り受けた株式会社榮藤LABについて、圃場整備されていない条件不利地に該当する借入れ農地の面積に応じ県の補助金を財源に支援するものでございます。

目5農地費、節13委託料のうち農村地域防災減災事業委託料130万円の追加は、県補助事業として実施している栗岡池調査設計業務委託料について、調査の結果、必要と判断された現地測量や設計項目等を追加するものであります。また、水利施設等保全高度化事業委託料35万円の追加は、老原自治会、宮本自治会、船代自治会の石海中部地区圃場整備地形図作成の区域を一部変更するものでございます。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金・補助及び交付金160万円は、急傾斜地崩壊対策事業として東保（前山地区）の擁壁設置工事の精算に伴う町負担分を兵庫県から求められたものでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費1,000万円は、太子陸橋の舗装修繕工事費について防水やコンクリート材剥離などの対策経費が必要となったため、所要額を追加するものであります。

目2道路維持費130万円は、町道原勝原線の舗装について補修後の劣化が著しいため、原因を調べて設計に反映するため、現況等を調査するものであります。

23ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目2下水道事業費、節27繰出金1万6,000円の減額は、下水道事業会計における人件費の補正に伴うものであります。

目2公園事業費の補正は、旧環境センター解体・撤去工事において実施設計及び工事発注仕様の調整等の結果、環境対策など通常とは異なる監理項目や基準等が多岐にわたるため、工事監理業務を委託する費用として2,000万円を節14工事請負費から節12委託料に組み替えるものでございます。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節18負担金・補助及び交付金65万円の減額は、感染症の影響に伴う町操法消防大会の中止によるものでございます。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費、修繕料48万8,000円の追加は、消防設備の定期点検の結果による不良箇所のほか、石海小学校屋外運動場の体育倉庫シャッターを修理するものでございます。節14工事費のうち斑鳩小学校特別支援学級増設工事費130万円は、令和4年度に1クラス増の見込みとなり、現教室を分割する必要が生じたものであります。また、龍田小学校ポーチ廻り土間タイル等改修工事費129万8,000円は、校舎から運動場への通路において土間タイル等が崩れるなど危険な状態であるため、改修するものであります。節17備品購入費67万円は、斑鳩小学校及び太田小学校において令和4年度に特別支援学級がそれぞれ1クラス増の見込みとなったことから、ホワイトボード等を購入するものでございます。

25ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費、修繕料29万3,000円の追加は、小学校費と同様、消防設備の定期点検の結果に応じた修理でございます。

項3中学校費、目2教育振興費は、就学援助事務事業に係る国庫補助金の交付決定に係る財源更正であります。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節10需用費、修繕料3万3,000円の追加は、小・中学校費と同様、消防設備を修理するものでございます。

項5社会教育費、目2公民館費は、感染症対策事業におけるサーマルカメラ購入に係る財源更正であります。兵庫県LPガス協会西播東支部からの寄附を受けて当初ふるさと応援基金から振り替えるものでございます。

目5文化財保護費のうち節10需用費から節12委託料は、ぼうじいのさらなる周知のため、SNSのLINEで使用できるスタンプをデザイン公募して作成するものでございます。関係経費の

内訳としては、節10需用費、消耗品費に参加者への景品やクリアファイル等の購入費用、印刷製本費に啓発用チラシの作成経費、節12委託料にぼうじいLINEスタンプ作成業務の委託費用を計上しております。また、節18負担金・補助及び交付金412万7,000円の追加は、斑鳩寺庫裏保存修理事業について兵庫県の予算増額に対応するものであります。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金・補助及び交付金20万円の追加は、全国大会への出場者の増加に伴い、不足額を補正するものでございます。

27ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節10需用費、光熱水費345万6,000円の追加は、新センターの電気料金について稼働後の使用量や価格の変動が当初の想定を上回ったため、決算見込みによる不足額を計上しております。

款12公債費、項1公債費、目1元金、長期債元金償還金32万円の減額及び目2利子476万5,000円の減額は、利子見直し方式により発行した地方債の利率変更などに伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金から項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金は、新型コロナワクチン接種経費や子育て世帯臨時特別給付金など、歳出予算の補正や交付決定等に伴うものでございます。なお、目5教育費国庫補助金のうち公立幼稚園感染拡大防止対策事業補助金は、事業区分の整理により教育支援体制整備事業費交付金から変更するものであります。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金から11ページの項2県補助金、目4農林水産業費県補助金についても、歳出予算の補正や交付決定等に伴うものでございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金のうち新型コロナウイルス対策に係る指定寄附金30万円は、歳出の25ページ、款10教育費、項5社会教育費、目2公民館費の財源更正にて説明を申し上げました兵庫県LPガス協会西播東支部からの寄附金でございます。また、地域応援企業による一般寄附金15万円は、西兵庫信用金庫からの寄附金でございます。前年度と同様、感染症対策事業に活用したいと考えております。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金8,769万2,000円の追加は、今回の補正予算における財源調整で、目2ふるさと応援基金繰入金30万円の減額は、先ほど款18寄附金で説明申し上げました指定寄附金の財源充当に伴うものでございます。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節1総務費雑入のうち兵庫県市町交通災害共済基金分配金4,324万3,000円は、歳出の13ページ、款2総務費、項1総務管理費、目9交通安全対策費で説明申し上げました共済組合の解散に伴う構成市町への分配金でございます。節3衛生費雑入及び節4農林水産業費雑入は、派遣職員の人件費補正に伴うものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、旧環境センター解体事業の実施設計及び工事発注仕様の調整等に時間を要し、工事期間も翌年度にわたるため、1事業を設定しております。

以上で議案第54号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第55号 令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2

号)

○議長（中島貞次） 日程第8、議案第55号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第55号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ70万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,856万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、一般会計繰入金の減額、財政調整基金繰入金、一般被保険者第三者納付金の追加を行うものであります。

歳出予算におきましては、人件費の減額と令和2年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金の追加を行うものであります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第55号令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入予算におきましては人件費補正に伴う一般会計繰入金の追加、交付税算入額の確定による財政安定化支援事業繰入金の減額、決算見込みによる一般被保険者第三者納付金の追加等を行う補正であります。歳出予算におきましては、総務費の人件費の追加、令和2年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金の追加等を行う補正であります。

それでは、歳出から説明いたします。

6ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人件費補正として7万6,000円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、令和2年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金62万9,000円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

歳出と同様、6ページでございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節2職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費を追加したことから同額の7万6,000円を追加しております。節4財政安定化支援事業繰入金において、交付税算入額の確定により257万2,000円を減額しております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金については、歳入歳出の財源調整として284万3,000円を追加しております。

款7諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金については、決算見込みにより35万8,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,856万4,000円とするものであります。

以上で令和3年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わら

させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第56号 令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（中島貞次） 日程第9、議案第56号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第56号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ68万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,706万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、支払基金交付金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費の追加と基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第56号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では介護給付費等の追加に伴う支払基金交付金等を補正するものでございます。歳出では、人件費及び決算見込みによる介護給付費等を補正するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては人件費の補正で、節3職員手当等で30万円を追加、節4共済費で4,000円を減額、節18負担金・補助及び交付金で1,000円を追加しております。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目4居宅介護福祉用具購入費につきましては、本年4月から9月までの実績を過去の2年間と比較しまして福祉用具の購入者が当初予算見込みよりも上回ると見込まれることから、57万3,000円を追加しております。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1訪問型サービス費、節18負担金・補助及び交付金につきましては、目の合計額では変更はございませんけれども、事業分割時の見込み誤りにより訪問介護相当サービス事業で136万7,000円を追加、一方訪問型サービスA事業で136万7,000円を減額しております。

また、項4包括的支援事業・任意事業費につきましては人件費の補正で、目1包括的支援事業費では節3職員手当等で5万3,000円を追加し、目5認知症総合支援事業費では節2給料で3,000円、節3職員手当等で3万7,000円を追加、節4の共済費で2,000円を減額し、節18負担金・補助及び交付金で1,000円を追加しております。

10ページをお願いします。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金につきましては、歳入歳出

の財源調整によるもので27万7,000円を減額しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

款5支払基金交付金、款6県支出金及び款8繰入金につきましては、歳出で申し上げた介護給付費等の増減に伴う歳入の補正でございます。

以上で議案第56号令和3年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第57号 令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（中島貞次） 日程第10、議案第57号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第57号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ171万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億1,860万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、事務費繰入金の減額と保険基盤安定繰入金の追加、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等戻入を追加するものであります。

歳出予算におきましては、人件費と広域連合納付金の減額、保険基盤安定繰入金納付金を追加するものであります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第57号令和3年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、市町村職員共済組合負担金を1万1,000円減額しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金が令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計決算において決算剰余金が発生し令和3年度へ繰り越しましたので、市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定によりまして令和3年度市町共通経費負担金と相殺したため、283万8,000円を減額しております。

次に、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、令和3年度の保険基盤安定負担金が確定したため、113万1,000円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

同じく6ページでございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳入歳

出の財源調整を行うため、285万8,000円を減額、保険基盤安定繰入金につきましては令和3年度の保険基盤安定負担金の確定により113万円を追加しております。

款6諸収入、項3雑入、目1雑入は、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等の関係から戻入を1万円追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第58号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（中島貞次） 日程第11、議案第58号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第58号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、建設改良費の補正及び債務負担行為の変更を行うものであります。

まず、第2条におきまして、収益的収入から3,000円を減額し、事業収益の総額を5億5,307万4,000円としております。また、収益的支出では4万5,000円を追加し、事業費用の総額を5億1,520万6,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的収入から5,620万円を減額し、総額を1億3,643万2,000円としております。また、資本的支出では8,041万7,000円を減額し、総額を3億8,230万1,000円としております。

第4条は、債務負担行為の期間及び限度額を補正するものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予算額を改めております。

最後に、第6条は、他会計からの補助金の額の補正でございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第58号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

議案書及び予算に関する説明書を併せて御覧ください。

主な内容としましては、人件費関係経費と建設改良費について補正及び債務負担行為の変更を行うものであります。

議案書1ページ、第2条収益的収入の第1款事業収益は、第2項営業外収益を3,000円減額し、総額を5億5,307万4,000円としております。これは総務省で定める一般会計繰出基準に基づき、給与改定等に係る基礎年金拠出金の減額により他会計補助金3,000円を減額するものでございます。

次に、収益的支出の第1款事業費用は、第1項営業費用を4万5,000円追加し、総額を5億1,520万6,000円としております。その内訳としまして、予算に関する説明書5ページに掲げてありますが、原浄水費、給水費、総係費におきまして給料、手当、法定福利費の補正に加え、総係費では退職手当組合負担金につきまして補正をしております。

次に、議案書1ページ、第3条におきまして、第1款資本的収入は第2項企業債を5,620万円

減額し、総額を1億3,643万2,000円としております。また、第1款資本的支出は第1項建設改良費を8,041万7,000円減額し、総額を3億8,230万1,000円としております。その内訳としまして、7ページに掲げておりますが、水源整備費におきまして導水機能整備工事の委託料及び工事請負費において当年度の出来高見込み等により減額するものでございます。

議案書1ページ、第4条でございますが、当初予算において設定しました導水施設整備事業に係る債務負担行為の期間及び限度額について変更が生じたため、期間を令和3年度から令和4年度を令和3年度から令和5年度に、限度額を4億3,000万円から4億6,000万円に補正するものでございます。

第5条は、当初予算第8条に定める「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」の補正でございますが、職員給与費の補正額である4万5,000円を追加し、補正後の額を6,507万3,000円としております。

最後に、第6条は、当初予算第9条に定める「他会計からの補助金」の補正でございますが、第2条の収益的収入、第1款事業収益、第2項営業外収益の補正による3,000円を減額し、9,114万4,000円に改めるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第12 議案第59号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中島貞次） 日程第12、議案第59号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第59号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う経費及び財源の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入から1万6,000円を減額し、事業収益の総額を11億7,628万8,000円としております。また、収益的支出では6万9,000円を追加し、事業費用の総額を12億1,085万5,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的収入に550万円を追加し、総額を8億4,280万8,000円としております。また、資本的支出では550万円を追加し、総額を12億7,430万2,000円としております。

次に、第4条で、現予算第8条に定める「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」である職員給与費を4,111万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第59号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費、事業経費及び財源の補正であります。

議案書1ページ、第2条におきまして、収益的収入の第1款下水道事業収益、第2項営業外収益を1万6,000円減額し、下水道事業収益の総額を11億7,628万8,000円としております。これは

予算に関する説明書3ページにありますように、総務省が定める一般会計繰出基準に基づく他会計負担金で、収益的支出の法定福利費のうち基礎年金拠出金に相当する額でございます。

一方、収益的支出では第1款下水道事業費用、第1項営業費用においては6万9,000円の人件費を追加し、下水道事業費の総額を12億1,085万5,000円としております。人件費の内訳は4ページにありますように、給料、手当、法定福利費、退職手当組合負担金でございます。

議案書1ページ、第3条におきましては、第1款資本的収入、第4項企業債に550万円を追加して、資本的収入の総額を8億4,280万8,000円とし、第1款資本的支出、第1項建設改良費に550万円を追加して、資本的支出の総額を12億7,430万2,000円としております。

次に、第4条におきましては、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」であります職員給与費4,104万5,000円を収益的支出の補正に伴い、4,111万4,000円に改めております。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第13 議案第60号 工事請負変更契約の締結について（太子陸橋舗装修繕工事）

○議長（中島貞次） 日程第13、議案第60号工事請負変更契約の締結について（太子陸橋舗装修繕工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第60号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和3年9月に議決いただきました太子陸橋舗装修繕工事の工事請負契約について変更が生じたため議決を求めるもので、契約額は変更前の契約額9,735万円に2,232万100円を追加し、1億1,967万100円とするものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第60号工事請負変更契約の締結について（太子陸橋舗装修繕工事）を御説明申し上げます。

参考資料も併せて御覧ください。

この変更契約は、工事着手後の現場精査により工事内容に変更が生じたものでございます。

変更が生じた工種別に変更内容を説明させていただきます。

橋面防水工につきまして、歩道橋の床版下に雨水の浸透が見受けられたことから、上部からの雨水浸透を最大限抑えるため、高浸透型床版複合防水を2,790平方メートルから3,030平方メートルに変更するものでございます。それに伴い、歩道橋の舗装打換工を追加するため、2,790平方メートルから3,030平方メートルに変更するものでございます。

次に、その他の工事としまして、コンクリートの剥落を防止するネット工事の追加やコンクリート剥離箇所や鉄筋露出部分などの構造物の破損箇所をポリマーセメントモルタルにより修復するものでございます。

最後に、安全費につきまして、工事追加に伴い交通誘導員等を増加する必要があるため、交通誘導員の数量を118人から200人、工事管理者を4人から14人、列車見張り員を8人から28人に変更するものでございます。

以上の変更により契約額を当初契約に2,232万100円増額し、1億1,967万100円とするものでござ

ざいます。

以上で説明を終わります。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第61号 訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）

日程第15 議案第62号 訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事）

○議長（中島貞次） 日程第14、議案第61号訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）及び日程第15、議案第62号訴えの提起について（柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事）を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第61号及び議案第62号の訴えの提起について、一括して説明を申し上げます。

最初に議案第61号は、平成26年8月29日に本町との間で地中に電線管路を敷設することを内容とする請負契約を締結した柳池総合公園多目的広場外整備工事において、施工者の重大な過失により後の工事において電線管路に電気ケーブルが通らないという不具合が生じ、契約上有すべき品質を欠いている瑕疵に該当し、当該瑕疵を補修するための工事費用として損害の賠償を求めため、訴えを提起するものでございます。訴えの要旨としましては、当該瑕疵を補修するための費用532万7,300円の支払いを求めるとであります。

また、議案第62号は、平成28年1月29日に本町との間で同じく地中に電線管路を敷設することを内容とする請負契約を締結した柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事において、施工者の重大な過失により後の工事において電線管路に電気ケーブルが通らないという不具合が生じ、契約上有すべき品質を欠いている瑕疵に該当し、当該瑕疵を補修するための工事費用として損害の賠償を求めため、訴えを提起するものでございます。訴えの要旨としましては、当該瑕疵を補修するための費用276万7,600円の支払いを求めるとであります。

訴訟については、町顧問弁護士に委託することとしております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 議案第61号、議案第62号の訴えの提起について、一括して詳細説明を申し上げます。

なお、本件につきましては訴訟に向けた準備中のため概略説明にとどめさせていただきます。

本件は、令和2年3月30日付で契約しました柳池総合公園体験学習施設電気機械設備工事において、総合公園西側に設置しております高圧受電設備から体験学習施設へ電気を送電するために過年度にあらかじめ埋設していた電線管路に電気ケーブルを通線する作業を行っていたところ、平成26年、28年に地中に電線管路を敷設することを内容とする請負契約を締結し施工した埋設管の不具合により、電気ケーブルが通らないことが判明いたしました。このため、小型特殊ビデオカメラにより管路23本の調査を実施した結果、17本について管路の変形等の不具合が発見されました。管路の不具合の要因は、管路の埋め戻しに際して転石による外圧荷重により地中埋設管が変形していると推察されます。本契約においては、転石による外圧荷重により電線管路が変形しないよう管路の埋め戻しの条件として設計図面に「ガラ（石）を取り除く」と記載しているた

め、常識的、通常的な施工を行っていただければこのような問題は起きていなかったと判断されます。したがって、平成26年8月29日に当町との間で地中に電線管路を敷設することを内容とする柳池総合公園多目的広場外整備工事の請負契約を締結したツチノエ興産有限会社に、当該瑕疵を補修するための費用532万7,300円の支払いを求めます。また、平成28年1月29日に当町との間で地中に電線管路を敷設することを内容とする柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事の請負契約を締結した株式会社正建設に、当該瑕疵を補修するための費用276万7,600円の支払いを求めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（中島貞次） 以上で日程第14、議案第61号及び日程第15、議案第62号の提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第16 議案第63号 公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第16、議案第63号公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第63号公共施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

公共施設建設基金は昭和60年3月に制定された庁舎建設基金を起源とし、平成元年12月には文化会館、福祉会館、保健センター等の建設を目的に追加し、名称を公共施設建設基金に改めて現在に至っております。これまで文化会館及び歴史資料館、保健福祉会館、庁舎を建設したほか、石海小学校、斑鳩小学校北館、給食センターなどの施設整備に活用してまいりましたが、基金の設置目的として規定する施設の建設を終えたことから、基金の名称や設置、処分の目的を整理するため、改正するものでございます。今後、公共施設は建物の新築、改築以外に改修や解体などの対応が増加することから、新築の印象が強い「建設」の表記を「整備」という表記に改めるとともに、他の団体を参考として建物以外の付属設備や移転時の土地取得費なども対象に含めるため、所要の改正を行うものでございます。施行日は、公布の日としております。

慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第64号 太子町交通安全対策基金条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第17、議案第64号太子町交通安全対策基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第64号太子町交通安全対策基金条例の制定について説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、令和3年9月定例会で議決いただきました兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分として分配される分配金を太子町交通安全対策基金として積み立て、交通安全対策事業に活用するため、本条例を制定するものでございます。交通安全対策事業として、

交通安全施設修理及び交通安全施設工事、交通安全啓発活動等の事業を実施しておりますが、今後も必要となる町の交通安全対策に係る事業費の財源として活用する予定としております。施行日につきましては、公布の日からとしております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第18 議案第65号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第18、議案第65号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第65号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布され、産科医療補償制度に係る掛金が引き下げられたこと等に伴い、当町においても同様の規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、出産育児一時金について規定する第11条において、産科医療補償制度の掛金が「1万6,000円」から「1万2,000円」に引き下げられることに併せて同制度における出産育児一時金の加算額を同額に引き下げるものです。また、出産育児一時金についても、社会保障審議会医療保険部会において少子化対策としての重要性を鑑み、支給総額について42万円を維持すべきとされたことに伴い、「40万4,000円」から「40万8,000円」に引き上げることとし、規定を改めるものでございます。施行期日は令和4年1月1日としており、施行日以降の出産から適用されることとなります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第19 議案第66号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（中島貞次） 日程第19、議案第66号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第66号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、太子町総合公園内の町民グラウンドが令和4年度から夜間用投光照明の設置による夜間使用を開始し、施設の維持管理に多額の費用を要することから、受益者負担の考え方や近隣市町の状況を踏まえ、使用料等の見直しとして所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、使用時間の単位を1時間ごとに見直し、町民グラウンドの使用料の見直し、営利等の目的での使用制限の規定を削除、太子町、姫路市、西播磨の市町の居住者以外の圏外加算の追加、障害者や自治会等による使用の減免規定の追加となっております。施行日は、令和4

年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（中島貞次）** 副町長。

**○副町長（杉原勝由）** 議案第66号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

太子町総合公園内の町民グラウンドにつきましては平成13年に総合公園体育施設として開場し、平成14年4月1日より有料化しました。これ以降は経年劣化を部分的な補修で対応してきましたが、平成26年度から平成27年度にかけグラウンド及びバックネット、用具倉庫などの大規模な改修を行ったことにより施設が充実し、令和2年度には利用促進に向けた取り組みとして予約システムの導入を行い、また令和4年度からは夜間用投光照明を設置し夜間使用を開始することもあり、施設の維持管理に多額の費用を要することから、行革の推進の中で受益者負担の考え方から、近隣市町の状況も踏まえながら使用料等に関する規定を改正するものであります。

改正内容でございますが、第4条において利用者の利便性を考慮し、町民グラウンド並びに太田公園グラウンドの使用時間の単位を「1単位2時間」から「1単位1時間」にそれぞれ変更し、また町民グラウンドの照明設備設置により夜間使用が可能になることから、閉場時間を「午後6時」から「午後9時」に変更しております。また、営利目的による利用を認めることとし、使用許可の制限について規定した第7条第1号の「営利を目的とするとき」を削除しております。

次に、第10条関係の別表1において、1時間当たりの使用料をそれぞれ新たな料金設定とし、町民グラウンドの夜間照明代を追加しております。また、営利、営業、宣伝を目的とするとき、太子町並びに姫路市及び西播磨の4市2町に住所を有しない利用者に対する圏外加算も追加しております。

次に、第11条関係の別表2において、使用料の減免の対象に町内の保育所及び認定こども園、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者とその介助者、町内自治会を追加しております。

次に、第13条において、使用者の責務として使用場所を原状に復さなければならない旨を追加しております。

施行日につきましては令和4年4月1日とし、施行日以降の使用に係る使用料について適用する旨を経過措置として規定しております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

**○議長（中島貞次）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は11月30日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

（散会 午前11時37分）